



県章

# 群馬県報

平成27年  
1月13日(火)  
第9264号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○保安林予定森林 (森林保全課)	2
○解除予定保安林 (同)	2
○同	3
<b>公 告</b>	
○所在不分明通知 (森林保全課)	3
○同	6

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成27年1月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字泉沢字堂ヶ沢1730の6、1730の8、1730の10、1733、1734の4、字大久保1735の4、1737の2、甘楽郡南牧村大字磐戸字椀ノ沢574、575、577、582の2、甲583、乙583、584の1、587、大字砥沢字宇曾ノ入1245の1、1246、1247の2、1247の3、乙1248、1249、1250、1266の4、1272の4、1278の2、1280、1281の2

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ヶ沢1730の6・1730の8・1730の10・1733・1734の4・字大久保1735の4・1737の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字宇曾ノ入1245の1、1246、1247の2、1247の3、乙1248、1249、1250、1266の4、1272の4、1278の2、1280、1281の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年1月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年1月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 渋川市祖母島字高町久保1900の2・1902の3（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

## ■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知すべきところ又は通知をしたところ、次の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を安中市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成27年1月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
安中市松井田町新井字陣場1720の2、1720の3、1727	新井康允	
安中市松井田町坂本字東裏29の乙1	佐久間作太郎	共有林
同	高野馬吉	同
同	加藤虎吉	同
同	土屋半次郎	同
同	新井由太郎	同
同	武井兼次郎	同
同	関口源吉	同
同	中沢信吉	同
同	中山茂樹	同
同	佐藤五郎	同
同	大塚清七	同
同	大塚覺八	同
同	町田晶	同

同	大塚猶作	同
同	黛菊次郎	同
安中市松井田町坂本字東裏29の乙1、字牛頸1667丙、1667丁、1667戊	黛平七	共有林
安中市松井田町坂本字小萱折越1555、字牛頸1667丙、1667丁、1667戊	佐藤智弘	字牛頸1667丙、1667丁、1667戊は共有林
安中市松井田町坂本字小萱折越1556、字道全1768の51から1768の54まで、1768の173、1768の181	青森裕一	字道全1768の52から1768の54まで、1768の173、1768の181は共有林
安中市松井田町坂本字牛頸1667丙、1667丁、1667戊	畠山しの	共有林
同	宮尾鯛吉	同
同	柳澤藤吉	同
同	大塚長吉	同
同	永井年吉	同
同	金井富三郎	同
同	藤木鯛吉	同
同	小板橋伊之吉	同
同	大井ちの	同
同	清水彦三郎	同
同	高見澤栄藏	同
同	加藤近太郎	同
同	佐藤六郎	同
同	中山清吉	同
同	飯塚國次郎	同
同	佐藤秀太郎	同
同	武井宏	同
同	土屋一郎	同
同	高見沢みねじ	同
同	高見沢恭子	同

同	高見沢美恵子	同
同	高見沢まち子	同
同	中澤勝美	同
同	荒川比	同
同	山田義明	同
同	佐藤起寝雄	同
同	石坂仁	同
同	佐藤ハルエ	同
同	小山周三	同
同	上原正巳	同
同	加納かつ	同
同	原山圭助	同
同	高桑商而	同
同	関口秀利	同
同	佐藤方吉	同
同	井上守	同
同	岡田むつ子	同
同	神宮雪子	同
同	岡田直	同
同	大澤千鶴	同
同	金井裕	同
同	横田緑	同
安中市松井田町坂本字蠟ヶ沢1646	新井浩	
安中市松井田町坂本字蠟ヶ沢1664	浅野涯朗	
安中市松井田町坂本字虚空蔵山1672の1	永井昌子	共有林
同	永井健一	同
安中市松井田町坂本字道全1768の17、1768の55、1768の100	青森大樹	共有林
同	青森房枝	同
同	青森健二	同
同	青森正佳	同

安中市松井田町坂本字道全1768の19	碓氷智恵子	共有林
安中市松井田町坂本字道全1768の53、1768の173	大井みち代	共有林
安中市松井田町坂本字道全1768の58	中島園子	共有林
安中市松井田町坂本字道全1768の103から1768の106まで	土屋利市	

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成26年12月5日群馬県告示第369号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を安中市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成27年1月13日

群馬県知事 大澤 正 明

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
安中市松井田町入山字新樽43の1	長岡松之助	
安中市松井田町入山字新樽44	長岡淳一	
安中市松井田町入山字向山105の2	伊藤幸子	
安中市松井田町入山字向山105の5	長岡久雄	
安中市松井田町入山字向山105の6、111の6、字茅ノ丘131の5、字三ツ頭244の1	峯岸晴正	共有林
同	峯岸のり子	同
同	峯岸和樹	同
同	峯岸淳	同

安中市松井田町入山字茅ノ丘131の1	峰岸辰五郎	共有林
同	佐藤政吉	同
同	峰岸亀吉	同
同	峰岸市三郎	同
同	峰岸喜代七	同
同	長岡三代吉	同
同	峰岸爲藏	同
同	長岡栄次	同
同	佐藤容作	同
同	西浦武	同
同	武井順一	同
同	佐藤正市	同
同	長岡久雄	同
同	佐藤新蔵	同
安中市松井田町入山字茅ノ丘131の1、131の4、131の12	佐藤眞智子	字茅ノ丘131の1は共有林
安中市松井田町入山字茅ノ丘131の1、131の8	佐藤建蔵	字茅ノ丘131の1は共有林
安中市松井田町入山字三ツ頭246の甲	佐藤太清	共有林
同	佐藤伸一	同
安中市松井田町入山字蛇塚329の2、330の1、松井田町北野牧字桜沢17442、17443、字谷急17458、17460の甲、17460の乙、字柵平17467、17474、17475、字ツイヂ17520の2、字高谷17532の1	上原郁久	字谷急17460の甲、17460の乙は共有林
安中市松井田町入山字下原340の7	関端教子	
安中市松井田町入山字上ノ原1029の1	原利夫	
安中市松井田町入山字大平1041の1、1041の3	岡本春子	共有林
同	岡本祐子	同
安中市松井田町入山字川後岩1095	佐藤由紀子	
安中市松井田町西野牧字千駄木16704の1、字野原16777の乙、字ツイヂ17527の1、17528の1、17528の2	小林盛吉	字ツイヂ17527の1、17528の1、17528の2は共有林
安中市松井田町西野牧字野原16777の甲	小林政五郎	

安中市松井田町西野牧字タヤ17403の乙	今井繁一	
安中市松井田町西野牧字タヤ17415の甲2	佐藤森四郎	共有林
同	佐藤岩吉	同
同	佐藤亀作	同
同	佐藤廣助	同
安中市松井田町北野牧字桜沢17441の1、17441の乙	上原彌吉	
安中市松井田町北野牧字谷急17451、17462、17463、 字柵平17470の甲、17484、字ツイヂ17530の2	上原年雄	
安中市松井田町北野牧字谷急17460の甲、字ツイヂ17527の 1、17528の1、17528の2	上原健吾	共有林
安中市松井田町北野牧字谷急17460の乙	上原健吉	共有林
安中市松井田町北野牧字谷急17465	上原みね	共有林
同	上原重男	同
安中市松井田町北野牧字柵平17469、17471、字ツイヂ17 523の1、17530の5	上原儀太郎	
安中市松井田町北野牧字ツイヂ17527の1、17528の1、1 7528の2	小林利郎	共有林
同	小林峯章	同
同	上原鉄作	同
同	上原記武	同

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成26年12月5日群馬県告示第370号

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111